

外国人人材受け入れの促進

現

・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待される所。
(来道観光客数 H14:約28万人 H18:約60万人)

状

・それに伴い、外国人宿泊者も増加しており、宿泊施設で母国語が通じることは、観光地選び宿泊地選びにおいて重要なポイントとなる。
・道内の施設の約9割が外国人を受け入れているが、英語のできる職員がいる施設が52%、中国語が17%、韓国語は9%に止まっている。

課

・出入国管理法では、一定の要件を満たす技能をもつシェフ、インストラクターについて、3年又は1年の滞在期間が認められているが、範囲が限定されている。
・(財)国際研修協力機構が実施する「外国人研修・技能実習制度」について1年間の研修期間の滞在が認められているがあくまでも研修である。
・このため、長期間の滞在を認め、北海道観光に精通した外国人人材を確保し、外国人観光客への対応力を向上させる必要がある。

題

目指すすがた

観光業務に従事する外国人人材の確保

○出入国管理法において3年又は1年の滞在が認められる者

- ・シェフ(技能)
- ・インストラクター(技能)

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

※研修制度による滞在は1年

特例措置

○観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加

○対象者の例

ホテル業務について3年以上の実務経験を有し、日本語が堪能な者

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

・外国からの優秀な人材を長期間確保することにより、外国語による優れたサービスの提供が可能となり、外国人観光客へのホスピタリティの向上が図られ、北海道観光の魅力アップにつながる。



- ☰ サイトマップ
- ☰ 資料一覧
- ☰ お問い合わせ
- ☰ リンク集

Select language

CONTENTS

センター案内 企業への情報 留学生への案内 外国人への案内 求人・求職情報の検索 各種情報 窓口情報



在留資格一覧表

A 活動に基づく在留資格

1 各在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動 <当該職業例など>	在留期間	就労
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動<外国政府の大使、公使、総領事等とその家族>	「外交活動」を行う期間	○
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(「外交」の項に掲げる活動を除く。)<外国政府の職員等とその家族>	「公用活動」を行う期間	○
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 <大学の教授、講師など>	3年又は1年	○
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(「興行」の項に掲げる活動を除く。)<画家、作曲家、著述家など>	3年又は1年	○
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動<外国の宗教団体から派遣される宣教師など>	3年又は1年	○
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動<外国の報道機関の記者、カメラマンなど>	3年又は1年	○
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(「法律・会計業務」の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)<企業の経営者、管理者>	3年又は1年	○
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動<弁護士、公認会計士など>	3年又は1年	○
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動<医師、歯科医師、薬剤師、看護師>	3年又は1年	○
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。)<政府関係機関や企業等の研究者>	3年又は1年	○
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動<小・中・高校の語学教師など>	3年又は1年	○
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動並びに「投資・経営」の項、「医療」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。)<機械工学等の技術者>	3年又は1年	○
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(「教授」の項、「芸術」の項、「報道」の項並びに「投資・経営」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。)<企業の語学教師、デザイナー、通訳など>	3年又は1年	○
企業内転勤	本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動<外国の事業所からの転勤者>	3年又は1年	○
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(「投資・経営」の項に掲げる活動を除く。)<歌手、ダンサー、俳優、プロスポーツ選手など>	1年、6月又は3月	○
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動<外国料理のコック、貴金属加工職	3年又は1年	○

人、パイロットなど》		
------------	--	--

戻る

2 就労はできない在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間	就労
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技法について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。)<日本文化の研究者など>	1年又は6月	×
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動<観光、短期商用、親族・知人訪問など>	90日、30日又は15日	×
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動<大学・短期大学・高等専門学校等の学生>	2年又は1年	×
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(「留学」の項に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動<高等学校・専修学校(高等又は一般課程)等の生徒>	1年又は6月	×
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(「留学」の項及び「就学」の項に掲げる活動を除く。)<研修生>	1年又は6月	×
家族滞在	「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する者又は「留学」、「就学」若しくは「研修」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動<就労外国人等が扶養する配偶者・子>	3年、2年、1年、6月又は3月	×

戻る

3 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間	就労
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動<外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、及び技能実習生など>	1. 3年、1年又は6月 2. 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	○

戻る

B 身分又は地位に基づく在留資格

在留資格	本邦において有する身分又は地位《当該職業例など》	在留期間	就労
永住者	法務大臣が永住を認めるもの<法務大臣から永住の許可を受けた者>	無期限	◎
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者<日本人の配偶者・実子・特別養子>	3年又は1年	◎
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以下、「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者<永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子>	3年又は1年	◎
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者<インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子など>	1. 3年又は1年 2. 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	◎

戻る

(注)「就労」欄の表示内容 ◎:就労に制限なし、○:一定範囲で就労可、×:就労不可
この表は入管法別表をもとに、就労の可否に着目して加工したものです。

<参考：過去の構造改革特区提案>

○平成16年第5次構造改革特区提案

【提案者】

北海道

【提案内容】

- ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、「接客に係る技能を有する業務」について在留資格に追加する。
- ・外国人ホテルシェフやラフティングなどのアウトドアガイドを対象とし、「料理の調理やスポーツの指導に係る技能を有する業務」に従事する外国人労働者の在留期間を延長する（3年又は1年→5年又は3年）。

【法務省の回答】

外国人宿泊客実績の少ないビジネスホテルであっても、一定の外国人宿泊客が見込まれ、「人文知識・国際業務」に係る活動を行うことが証明されるのであれば、在留資格を決定することは可能である。（資格の基準を満たしたものであれば、現行制度で在留できる。）

また、外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から、また、外国人IT技術者については情報処理産業を支える技術者の受入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する必要があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたもの。

在留期間の上限を伸長する特段の必要性は認められないことから、このような措置を講ずることは困難である。

平成18年度訪日外国人来道者動態・満足度調査 結果概要（表形式での表示）

本調査は、北海道外客来訪促進計画の進捗状況の点検を目的として、訪日外国人来道者の動態や総合的な満足度などについて調査した結果を集計したものです。

I 調査概要

1 調査目的

北海道外客来訪促進計画の目標（「サービスに対して満足したとする観光客の割合：平成19年度 80%」「また北海道に来たいと思う旅行者の割合：平成19年度 80%」）に対する進捗状況の点検。

2 調査時期

（夏季分）平成18年7月～8月 （冬季分）平成19年2月～3月

3 調査対象者及び調査実施場所

北海道外客来訪促進計画に掲げる誘客対象地域である、台湾、香港、韓国、中国（本土）、オーストラリアからの訪日外国人来道者のうち、次に掲げる者

調査対象者	実施場所
(1)新千歳空港/函館空港から航空機を利用して離道する来道者	新千歳/函館空港国際線出発カウンター付近及び出発ロビー
(2)北海道内の旅行会社が催行する訪日旅行に参加する来道者	道内観光最終宿泊地の宿泊施設内
(3)宿泊拠点地区の登録ホテル・旅館及びウエルカムインに宿泊する来道者	各宿泊施設内
(4) i 案内所を訪れる来道者	各 i 案内所窓口

4 調査票回収数

	台湾	香港	韓国	中国(社)	オーストラリア	合計
調査票回収数	635	254	406	197	89	1581
うち旅行の目的が「観光」のもの	619	246	379	151	82	1477
合計に占める各地域の構成割合	40.2%	16.1%	25.7%	12.5%	5.6%	100.0%

5 調査項目

訪日外国人来道者の属性や観光行動、満足度などを把握するための、別添調査票の内容。

（※ 本冊に掲載する各調査項目のパーセンテージについては、小数点第2位四捨五入により表記する。）

II 調査結果概要

★ 全体

☆数ある旅行先の中から、北海道を選んだ理由は・・・
1 観光地として魅力的 (26.1%)
2 北海道旅行の評判が良い (16.5%)
3 北海道の知名度が高い (14.5%)
4 飛行機の直行便があり便利 (11.7%)
5 治安が良い (8.4%)

☆また北海道に来たいと思うか・・・

- ・ 95.9%が「また来たい」！

「絶対に来たい」(37.4%)と「機会があれば来たい」(58.5%)を合わせると、95.9%の方が北海道にまた来たいと回答した。

☆今回の北海道旅行の感想は・・・

- ・ 「全体の満足度」では、満足した割合が90.0%。
- ・ 「景観」、「接客サービス」について満足した割合が高い一方、「情報サービス」、「おみやげ品」、「入国時の対応」について満足した割合が低い。

内 容	満足した割合	不満に感じた割合	不満に感じたこと
食事	82.2%	2.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店で母国語が通じない (203件) ・ 料金が安い (101件) ・ 食事が口に合わない (81件) ・ 品質が悪い (31件) ・ 飲食店での接客サービスが悪い (7件)
おみやげ品	73.5%	3.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ おみやげ品店で母国語が通じない (133件) ・ 魅力的なおみやげ品がない (110件) ・ 価格が高い (109件) ・ おみやげ品店での接客サービスが悪い (8件) ・ 品質が悪い (7件)
宿泊施設	80.3%	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国のTV放送が入らない (162件) ・ 母国語が通じない (104件) ・ 部屋が快適でない (65件) ・ 料金が安い (42件) ・ 接客サービスが悪い (12件)
交通機関	84.7%	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母国語表示の案内板が少ない (118件) ・ 料金が安い (63件) ・ 電車・バスなどの便が少ない (50件) ・ 目的地までの路線が少ない (39件)
観光施設	84.3%	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母国語表示の案内板が少ない (157件) ・ 魅力的な観光施設がない (56件) ・ 母国語のガイドが少ない (53件) ・ 入場料金などが高い (47件)
入国時の対応	76.3%	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港ターミナル施設が狭い (144件) ・ 入国手続きに時間がかかる (144件)
景観	92.0%	0.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・田舎が美しくない (28件) ・ 都市の景観が美しくない (26件)
情報サービス	70.2%	4.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母国語表示の案内板が少ない (177件) ・ 母国語表示の観光パンフレットが少ない (132件) ・ 母国語で対応できる観光案内所が少ない (123件) ・ 母国語表示の観光ホームページが少ない (69件)
接客サービス	89.5%	1.0%	
全体の満足度	90.0%	0.6%	

※ 満足度5段階評価(満足、やや満足、ふつう、やや不満、不満)のうち、「満足」と「やや満足」を合わせたものを「満足した割合」、「やや不満」と「不満」を合わせたものを「不満に感じた割合」とした。

★ 全体

☆北海道を訪れたのは何回目か	
<ul style="list-style-type: none"> ・「初めて」が76.8% ・「2回目以上」のリピーターが23.2% 	
☆日本への入国場所	☆日本からの出国場所
<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道」が86.0% ・「北海道以外」が14.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道」が88.3% ・「北海道以外」が11.7%
☆旅行の形態	☆パッケージツアーの利用の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・「個人旅行」が24.3% ・「団体旅行」が75.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用した」が71.6% ☆うち、パッケージツアーの種類 <ul style="list-style-type: none"> ・「ルートの決まった団体旅行」が91.9% ・「フリープラン」が7.1% ・「利用しなかった」が28.4%

※以下、上位の回答のみ記載。

☆北海道内での滞在日数	☆北海道内での主な宿泊施設	☆北海道内での主な交通手段
1 4泊5日 (52.9%)	1 観光旅館 (57.1%)	1 貸切バス (61.3%)
2 3泊4日 (22.2%)	2 都市型ホテル (35.2%)	2 鉄道 (17.2%)
3 6泊7日 (6.0%)	3 民宿・ペンション (4.1%)	3 路線バス (9.1%)

☆数ある旅行先の中から、北海道を選んだ理由	☆北海道の観光情報の入手手段
1 観光地として魅力的 (26.1%)	1 インターネット (21.3%)
2 北海道旅行の評判が良い (16.5%)	2 旅行会社 (20.7%)
3 北海道の知名度が高い (14.5%)	3 テレビ (17.1%)
4 飛行機の直行便があり便利 (11.7%)	4 雑誌 (16.6%)
5 治安が良い (8.4%)	5 新聞 (10.6%)

☆今回の観光目的	☆次回の北海道旅行では何をしてみたいか
1 自然観賞 (18.3%)	1 冬のイベント (9.7%)
2 温泉・保養 (14.9%)	2 温泉・保養 (9.6%)
3 都市見物 (10.1%)	3 自然観賞 (9.4%)
4 名物の飲食 (9.9%)	4 スキー・スノーボード (8.5%)
5 買い物 (8.9%)	5 買い物 (7.3%)

☆今回訪問した観光地	☆今回訪問した観光地のうち、特に良かった場所	☆次回訪問したい観光地
1 札幌 (13.2%)	1 小樽 (13.7%)	1 富良野 (7.2%)
2 小樽 (12.3%)	2 札幌 (12.8%)	2 函館 (6.2%)
3 洞爺 (8.5%)	3 函館 (8.4%)	3 札幌 (5.4%)
4 登別 (7.8%)	3 洞爺 (8.4%)	4 十勝川温泉 (4.8%)
5 函館 (7.3%)	5 登別 (7.5%)	5 小樽 (4.5%)

●外国語のできる社員等～英語は約半数

外国語での会話ができる社員等が「いる」施設が過半数を超え 57.0%、「いない」施設が 43.0%であった。

言語別では、「英語」のできる社員等がいる施設がほぼ半数の 51.6%である。一方、「中国語」(16.7%)と「韓国語」(9.1%)のできる社員等のいる施設は少ない。

図表9 外国語での会話ができる社員等

いる	57.0%	→ 言語別内訳 (複数回答)	英語	51.6%
いない	43.0%		中国語	16.7%
計	100.0%		韓国語	9.1%
			その他	0.5%

●外国語のできる社員等の内訳～外国人社員の採用も一考

外国語のできる社員等を「外国人社員」、「外国人研修生」、「日本人」に分けてみると、英語は日本人の割合が非常に高く、外国人社員と外国人研修生の割合は少ない。一方、中国語と韓国語は外国人社員と外国人研修生の方が日本人よりも多い。

図表10 外国語のできる社員等の内訳

(単位:%)

	外国人社員	外国人研修生	日本人
英語	11.0	2.4	97.6
中国語	40.0	53.3	30.0
韓国語	43.8	37.5	31.3

●外国語のできる社員のレベル

～中級レベルが多い

外国語のできる日本人社員の外国語のレベルは、中級者(日常会話程度)が最も多いが、上級者(通訳レベル)の割合も比較的高い。

図表11 外国語のできる日本人社員のレベル

(単位:%)

	初級者	中級者	上級者
英語	53.4	67.0	25.2
中国語	18.2	50.0	31.8
韓国語	25.0	62.5	12.5

●外国語のできる社員等の採用時期～近年、中国語・韓国語を重視

外国語での会話ができる社員等の採用時期は、英語では 50.0%が「平成 10 年以前」とかなり前から採用していた。中国語及び韓国語は観光客数が伸びてきた「平成 17～18 年」に半数の施設が採用している。

図表12 外国語のできる社員等の採用時期

(単位:%)

	英語	中国語	韓国語
～平成10年	50.0	12.9	23.5
平成11年～平成12年	9.4	3.2	0.0
平成13年～平成14年	11.5	3.2	0.0
平成15年～平成16年	11.5	12.9	11.8
平成17年～平成18年	14.6	51.6	52.9
平成19年～	3.1	16.1	11.8
計	100.0	100.0	100.0

●研修～研修の実施が不十分

外国人観光客に対応するための研修について、実施している施設は 21.5% (40 施設) であった。そのうち「自社施設内で実施」しているのは 8.1% (15 施設)、「自社施設外の研修に参加」しているのは 13.4% (25 施設) と外部の研修に参加している割合の方が高い。

また、研修内容は、「外国語」が約 8 割、「接遇」が約 5 割であった。

図表13 外国人観光客に対応するための研修

	施設数	%
施設内で実施	15	8.1
施設外の研修に参加	25	13.4
実施していない	146	78.5
計	186	100.0

→ 内訳

研修内容(複数回答)		
	施設数	%
外国語	31	77.5
接遇	21	52.5
その他	0	0.0

●外国人宿泊客からのクレーム～言葉の問題

外国人宿泊客からのクレーム (複数回答) は、「母国語が通じない」、「母国語の表示の館内案内板が少ない」など言葉に対するクレームが多い。

旅行代金を既に出発地にて支払っていることが多いためか、料金・値段に関するクレームは少ない。

図表14 外国人宿泊客からのクレーム(複数回答)
(単位: %)

母国語が通じない	17.2
母国語の表示の案内板が少ない	12.4
母国のTVが入らない	9.1
宿泊料金が低い	2.7
食事料金が低い	0.5
土産品の値段が高い	0.5
その他	3.2
なし	68.3

●今後、特に積極的に受入れたい国

～アジア諸国が人気

現在、外国人観光客を受入れている施設に対して今後、特に積極的に受入れたい国があるか聞いたところ、「韓国」をあげる施設が最も多かったが、「中国(本土)」、「台湾」、「香港」とはあまり差は無い。

図表15 特に積極的に受入れたい国(複数回答)
(単位: %)

韓国	29.9
中国(本土)	26.9
台湾	26.9
香港	24.0
オーストラリア	17.4
その他	10.2

外国人人材受入れ <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後															
イメージ図	<p>【外国人の在留資格及び在留期間】 <出入国管理法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 387 506 427">区 分</th> <th data-bbox="506 387 887 427">ホテルマン</th> <th data-bbox="887 387 1294 427">シェフ・インストラクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 427 506 911"> 在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2) 活動基準 (法 § 7 ① II、省令) </td> <td data-bbox="506 427 887 911"> 人文知識・国際業務 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 </td> <td data-bbox="887 427 1294 911"> 技能 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは)外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは)スポーツの指導技能について3年以上の実務経験 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 911 506 1066">在留期間 (法 § 2-2 ③、 規則 § 3、規 別別表第2)</td> <td data-bbox="506 911 887 1066">3年又は1年</td> <td data-bbox="887 911 1294 1066">3年又は1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ホテルマン	シェフ・インストラクター	在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2) 活動基準 (法 § 7 ① II、省令)	人文知識・国際業務 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬	技能 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは)外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは)スポーツの指導技能について3年以上の実務経験	在留期間 (法 § 2-2 ③、 規則 § 3、規 別別表第2)	3年又は1年	3年又は1年	<p>【外国人の在留資格及び在留期間】 <出入国管理法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 387 1503 427">区 分</th> <th data-bbox="1503 387 2040 427">ホテルマン・シェフ・インストラクター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 427 1503 911"> 在留資格 活動内容 (追加) 活動基準 (追加) </td> <td data-bbox="1503 427 2040 911"> 観光サービス技能 ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 911 1503 1066">在留期間 (追加)</td> <td data-bbox="1503 911 2040 1066">3年又は1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ホテルマン・シェフ・インストラクター	在留資格 活動内容 (追加) 活動基準 (追加)	観光サービス技能 ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬	在留期間 (追加)	3年又は1年
区 分	ホテルマン	シェフ・インストラクター															
在留資格 活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2) 活動基準 (法 § 7 ① II、省令)	人文知識・国際業務 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬	技能 ・本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・日本人と同等額以上の報酬 ・(シェフは)外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・(インストラクターは)スポーツの指導技能について3年以上の実務経験															
在留期間 (法 § 2-2 ③、 規則 § 3、規 別別表第2)	3年又は1年	3年又は1年															
区 分	ホテルマン・シェフ・インストラクター																
在留資格 活動内容 (追加) 活動基準 (追加)	観光サービス技能 ・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動 ・ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・3年以上の実務経験 ・日本人と同等額以上の報酬																
在留期間 (追加)	3年又は1年																
法令制度	<p>○外国人の在留資格及び在留期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法の在留資格としては、ホテルマンは「人文知識・国際業務」の翻訳・通訳等の資格で、シェフ・インストラクターは「技能」に該当する場合が考えられるが、活動基準の制限があり、観光関連業務で高度なサービスを提供できる外国人の包括的な在留資格はない(法 § 2-2、§ 7 など)。 	<p>【特区提案】</p> <p>○外国人の在留資格及び在留期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の豊かな自然や食材、アウトドアスポーツを活かした北海道観光の振興に資するため、北海道においては、観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象として、新たな在留資格を追加する(法 § 2-2、§ 7 など)。 															

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年（特定活動（別表第一の五の表の下欄二に係るものを除く。）の在留資格にあつては、五年）を超えることができない。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄並びに五の表の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の五の表の下欄（イからハまでに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする外国人は、同項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条に規定する証明書をもちてしなければならない。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

別表第一の二（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十八日法務省令第五十四号）（抄）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（抄）

在留資格	在留期間
人文知識・国際業務	三年又は一年
技能	三年又は一年

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）（抄）

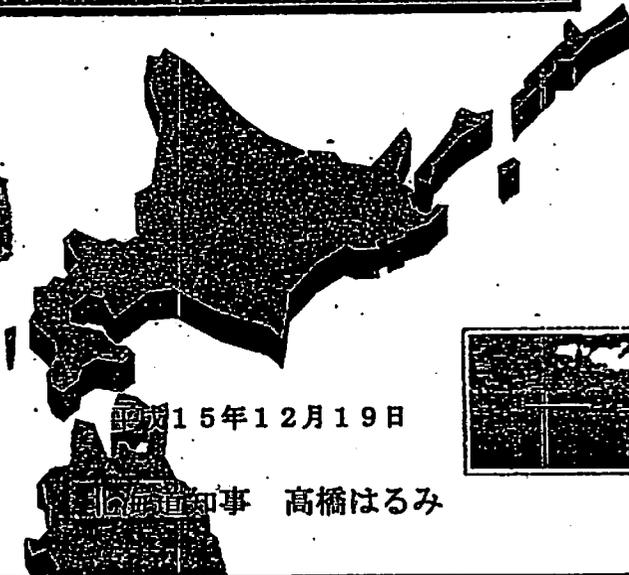
出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
<p>法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
<p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものについて十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの（第九号に掲げる者を除く。）</p> <p>二～七 （略）</p> <p>八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの</p> <p>九 （略）</p>

【75 空港の一括管理に係る論点整理（追加資料）】

区分	論点	課題等	○メリット・●デメリット																														
地方分権の推進	国と地方の役割分担を考えると、空港管理は誰の仕事か？	《H15.12 経済財政諮問会議》知事が国管理空港の整備・管理権限の移譲を提案 《H18.2 第28次地方制度調査会答申》道州制の下で道州が担う事務のイメージに「第2種空港の管理」が区分 《H18.6 全国知事会「分権型社会における広域自治体のあり方」》広域自治体の所管事務イメージに「地方空港」が区分 《H19.11 地方分権推進委員会「中間取りまとめ」》国際的・広域的・基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港は国設置・国管理、それ以外の空港は地方設置・地方管理と明確に区分すべき	○ 道州制の実現を目指す先行モデルになり得る。 ○ 着陸料収入を道の財源とでき、料率も道において決定できる。 ● 道の財政状況や国から財源移譲が値切られたりすると収支不足増が懸念される。 ● 空港管理権限の移譲による道民生活への現実的なメリットが明確でない。																														
国の特別会計改革	空港整備特別会計の他の特会との統合問題	《国の行政改革推進法》 §20① 道路・治水・港湾・空港整備特別会計はH20までに統合する ② 空港整備特会において経理されている事務・事業は、将来において、独立行政法人、その他国以外の者に行わせることについて検討するものとする	○ 平成20年度までの統合は既定路線であり、「次期通常国会に空港整備法改正か」との報道もある中で、知事が参画する推進本部での議論を通して、道の考え方を法案等に反映できる可能性がある。																														
収支管理試算	收支試算をどう捉えるか？	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【H17 試算(仮定①)】(円)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>空港名</th> <th colspan="2">収支</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>A</td> <td>新千歳</td> <td>+</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>稚釧函</td> <td>△</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">種</td> <td>旭・帯</td> <td>△</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>紋別等</td> <td>△</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》 前回提出された試算(仮定①、②)は、着陸料等自己財源をベースにするものであり、空整特会に対する一般会計繰入(H19 予算 1,628 億円)は含まれていない。</p>	【H17 試算(仮定①)】(円)				区分	空港名	収支		2	A	新千歳	+	42	B	稚釧函	△	52	3	種	旭・帯	△	6	紋別等	△	13	計		12			○ 広域分散型の本道における空港ネットワークは道民にとって極めて重要である。 ● 道内空港は道外との路線が大半である。 ● 営業・資本収支が曖昧な中で投資規模の議論を行うのは、そもそも困難では？
		【H17 試算(仮定①)】(円)																															
	区分	空港名	収支																														
	2	A	新千歳	+	42																												
B		稚釧函	△	52																													
3	種	旭・帯	△	6																													
		紋別等	△	13																													
計		12																															
一般会計繰入金金の廃止	《国の行政改革推進法》 §20④ 空整特会に対する一般会計繰入金は、統合の後においても、空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする	○ このまま国管理であっても、国の一般会計からの財政支援の抑制方針は既に決まっている。 ● 一般会計繰り入れを前提にしないと収支は赤字の可能性が高い。																															
全国プール	全国プールの取扱い	空整特会は、地域バランスを勘案した空港ネットワーク編成のため国が整備する必要性から全国プール制を採ったと考えられるが、道の財政的メリットは他府県空港のマイナスとなるため、国民理解の得られる合理的理由が必要。 近年、羽田空港の再拡張事業に重点化しているが、完成すれば離着陸回数の増加が見込まれ、発着制限の緩和により地方・首都圏相互の利用者の利便が増。	○ 魅力ある地域づくりを反映して空港利用者がもたらす収益を他空港の赤字補填に回すのは道民理解が得られない。 ● 他地域の負担において道が財政メリットを得る事は他府県の理解が得られない。																														
施設整備	管理権取得一整備主体	空港整備費の負担が現行より増加するため財政負担に耐えられるか懸念 {S63以降のMAX 250億円(H6) MIN 61億円(H17) AVE 143億円}	○ 予算要求権はないが、推進本部の場で知事が必要事業費を直訴できる																														
国有財産の移譲	国から空港の買取りや借金付移譲を主張されたら？	《H18.4.12 政府・与党合意》 事務が移譲される際に、現に当該事務の用に供している国有の財産等について、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し又は貸し付けることができる。	○ 政府・与党合意の法制化により無償譲与などは可能とされている ● 国が無償で移譲することの実現可能性は低い																														

道州制を展望した北海道からの提案



平成15年12月19日

北海道知事 高橋はるみ

1 国から道への大幅な権限移譲

許認可権限、事務事業の実施権限などを国から道へ大幅に移譲するとともに、道と市町村の役割分担を見直し。

2 自由裁量を高める国から地方への財源移譲

地方の自由裁量の大きい統合補助金の拡充や統合交付金制度の創設により、成果志向のきめ細かな政策を展開。

3 官から民への流れを拡大する規制改革

広域分散、積雪寒冷などの北海道の実情を踏まえ、自由で創造的な市民・民間の活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を促進。

4 国の出先機関との一元化

道の行政区域と多くの国の出先機関の所管区域が一致している北海道だからこそできる改革として、国の地方支分部局との事務事業の一元化をモデル的・段階的に実施。

IV 先行実施に向けた当面の措置

○ 先行実施のためのプログラム（工程表）の策定

I 道州制を展望した北海道の位置付け

独立してブロックを形成し、他府県との合併なしに道州制に移行できる北海道は、道州制の実現に向けて先導的な役割を果たす上で最もふさわしい地域。

II 道州制先行実施の取組

1 北海道経済の活性化と自立へのステップ（北海道の視点）

北海道の経済の活性化、豊かな自然環境や一次産業の潜在力の開花を通じて、北海道が「自立への道」を歩んでいくための大きなステップ。

2 三位一体改革や規制改革を加速（全国の視点）

国が進める三位一体改革や規制改革を加速し、国民の暮らしや地域経済をどのように変えていけるのかを目に見える形で示す試み。

V 先行実施のテーマと取組内容（例）

本道の経済・雇用情勢、少子高齢化や過疎化の進む地域の実情などを踏まえ、次のようなテーマに沿った取組を推進。

- ・ 基幹産業である観光や農業
- ・ 子育て支援や住民サービス
- ・ 地域主体の産業・雇用政策
- ・ 災害対応や環境保全

テーマ（例）	世界に通ずる北海道観光	少子化・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり
権限移譲 （事務事業の一元化）	○ 国管理空港の整備・管理 ○ 一般国道等の整備・管理 等	○ 医師標準数の設定 ○ 税務相談、広報事務の共同実施 （国税、道税、市町村税） 等
規制緩和	○ 東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除 ○ CIQ業務の一部実施 ○ 一部外国エアラインの乗入項目の制限解除 等	○ 幼保一元化に向けた法令基準の緩和 ○ 子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和 ○ 地域の実情に即した介護基準の緩和 等
財源移譲	○ 統合補助金の拡充、 統合交付金制度の創設 等	○ 統合補助金の拡充、 統合交付金制度の創設 等

参考

道州制の下で道州が担う事務のイメージ

行政分野	道州が担う事務
社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の管理 ・地方道の管理（広域） ・一級河川の管理 ・二級河川の管理（広域） ・特定重要港湾の管理 ・第二種空港の管理 ・第三種空港の管理 ・砂防設備の管理 ・保安林の指定
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質対策 ・大気汚染防止対策 ・水質汚濁防止対策 ・産業廃棄物処理対策 ・固定公園の管理 ・野生動物の保護、狩猟監視（希少、広域）
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策 ・地域産業政策 ・観光振興政策 ・農業振興政策 ・農地転用の許可 ・指定漁業の許可、漁業権免許
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送、内航海運業等の許可 ・自動車登録検査 ・旅行業、ホテル・旅館の登録
雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介 ・職業訓練 ・労働相談
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物規制 ・大規模災害対策 ・広域防災計画の作成 ・武力攻撃事態等における避難指示等
福祉・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者の指定 ・重度障害者福祉施設の設置 ・高度医療 ・医療法人の設立認可 ・感染症対策
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の認可 ・高校の設置認可 ・文化財の保護
各市町村間の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の調整

(注) ゴシックは、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲があるもの。

「分権型社会における広域自治体のあり方」
「における国と広域自治体の新管事務イメージ」

<国>

- ① 天災及び凶凶に関すること。
- ② 外交、防衛及び安全保障に関すること。
- ③ 司法に関すること。
- ④ 国政選挙に関すること。
- ⑤ 通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的財産並びに郵便に関すること。
- ⑥ 国籍、税関、出入国管理及び旅券に関すること。
- ⑦ 海防警備、海上保安、航空保安その他の全国的な治安の維持に関すること。
- ⑧ 全国総合開発計画及び経済計画の策定に関すること。
- ⑨ 公的年金、公的保険、労働基準、基本食糧の確保、買収・エネルギーの確保等に関すること。
- ⑩ 全国的な電波整理及び気象業務に関すること。
- ⑪ 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関すること。
- ⑫ 伝染病予防、薬品の規制、医療従事者の資格その他の人の生命、健康及び安全に関する基準、生活保護に関する基準、義務教育に関する基準等の設定に関すること。
- ⑬ 国勢調査等の全国的な統計調査に関すること。
- ⑭ 全国を対象とする格別かつ基幹的な交通・通信基盤施設の設置及び管理に関すること。
- ⑮ 地方制度及び国と地方公共団体との間の基本的ルールに関すること。
- ⑯ 国の機関の組織（内部管理を含む。）及び税財政に関すること。

<広域自治体>

- ① 圏域内の主要な社会資本形成の計画及び設置管理
一般国道、一般河川、地方空港等
- ② 産業振興及び雇用政策
産業振興や観光の基本方針、職業紹介・職業訓練等
- ③ 広域的防災対策
広域的な防災計画の策定、広域災害時における市町村消防の指揮・調整等
- ④ 圏域内の環境保全対策
地球温暖化防止対策、産業物対策、大気水質汚濁防止対策等
- ⑤ 高度技術や専門的知識を必要とする行政分野
高度医療、感染症対策、高特研究施設の設置運営等
- ⑥ 圏域内の市町村の補完及び連絡調整に関する事務

「中間的な取りまとめ」(抜粋) (H19.11.16)

地方分権改革推進委員会

⑥ 交通・観光

[空港管理]

空港が果たしている役割や機能を踏まえて、現行の第一種、第二種（A・B）、第三種空港の種別を再整理し、国際的・広域的・基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港については国設置・国管理、それ以外の空港は地方設置・地方管理と明確に区分すべきである。

今後の空港のあり方に関する研究会委員名簿

	石川 嘉延	静岡県知事
	樫谷 隆夫	公認会計士
座長	金本 良嗣	東京大学大学院教授
	佐藤 友美子	サントリー（株）次世代研究所部長
	竹内 伝史	岐阜大学地域科学部教授
	富澤 秀機	テレビ大阪（株）代表取締役会長
	松田 英三	読売新聞論説副委員長
	廻 洋子	淑徳大学教授
	屋井 鉄雄	東京工業大学教授
座長代理	山内 弘隆	一橋大学商学部長
	山本 雄二郎	高千穂大学客員教授

（五十音順、敬称略）

現在のページ | [トップページ](#) | [航空行政の概要](#) | [委員会・審議会等](#) | [今後の空港のあり方に関する研究会](#) | [第1回今後の空港のあり方に関する研究会](#)

航空行政の概要 General Outline

航空輸送サービス | 空港 | 航空機及びその運航の安全確保 | 航空保安業務 | 政策評価 | 法律関係 | 予算 | 組織 | 審議会・委員会等 | 報告書等 | 統計・データ等



第1回今後の空港のあり方に関する研究会

1. 日時

平成19年7月30日(月) 10:00~12:00

2. 場所

中央合同庁舎3号館 国土交通省11階特別会議室

3. 出席者

<研究会メンバー> (50音順、敬称略)

石川嘉延、櫻谷隆夫、金本良嗣、竹内伝史、松田英三、奥井鉄雄、山内弘隆、山本雄二郎

<国土交通省>

鈴木航空局長 他

4. 主な議題

- (1) 今後の空港のあり方に関する研究会について
- (2) 空港の整備及び運営に係る制度のあり方に関する論点について

5. 議事概要

○事務局より資料に沿って説明。その後、質疑応答。

○委員から出された主な意見

- ・ 空港のマネジメントや利用者利便といった観点から、空港の有する機能を主体毎に分断的に考えるのではなく、トータルで考える必要がある。
- ・ 単に完全民営化したことをもって、それだけでいいとは言えず、しっかりとした運営、マネジメントができる制度設計が必要である。
- ・ 空港に関する法律全体を見直す点については賛成であるが、空港についての将来の経営について議論し、それに沿って法案を作る必要があるのではないか。
- ・ 空港の設置管理者と航空サービスの供給をする航空会社との間の適切な役割分担のあり方も検討していく必要があるのではないか。
- ・ 管轄も含めた空港全体の管理のあり方を検討すべきである。
- ・ 空港の整備及び運営に関する基本的な方針を因が示すべきではないか。

- ・ 空港が将来担っていく役割、提供すべきサービス、その改善の必要性をきっちり示した上で、地域の創意工夫が図られるような制度設計をすべきではないか。

- ・ 内陸空港においては地域の問題と不可分な中で空港整備、運営をどう捉えるかが大きな問題ではないか。

11/14/05 ▲先頭へ

トップページ | 報道発表資料 | 皆様へのお知らせ | トピックス | 航空行政の概要 | 統計・データ等 | 関連リンク | サイトマップ

Copyright © 2003 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成十八年六月二日法律第四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

第三節 特別会計改革

(趣旨)

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進されるものとする。

2 前項の改革に当たっては、平成十八年度から平成二十二年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするものとする。

(特別会計の取扱いの原則)

第十八条 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き、行わないものとする。

2 政府は、平成二十三年四月一日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

(道路整備特別会計等の見直し)

第二十条 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2 空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。

3 特定の税の収入額（これに相当する額を含む。以下この項において同じ。）の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度（以下この項において「特定財源制度」という。）については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。

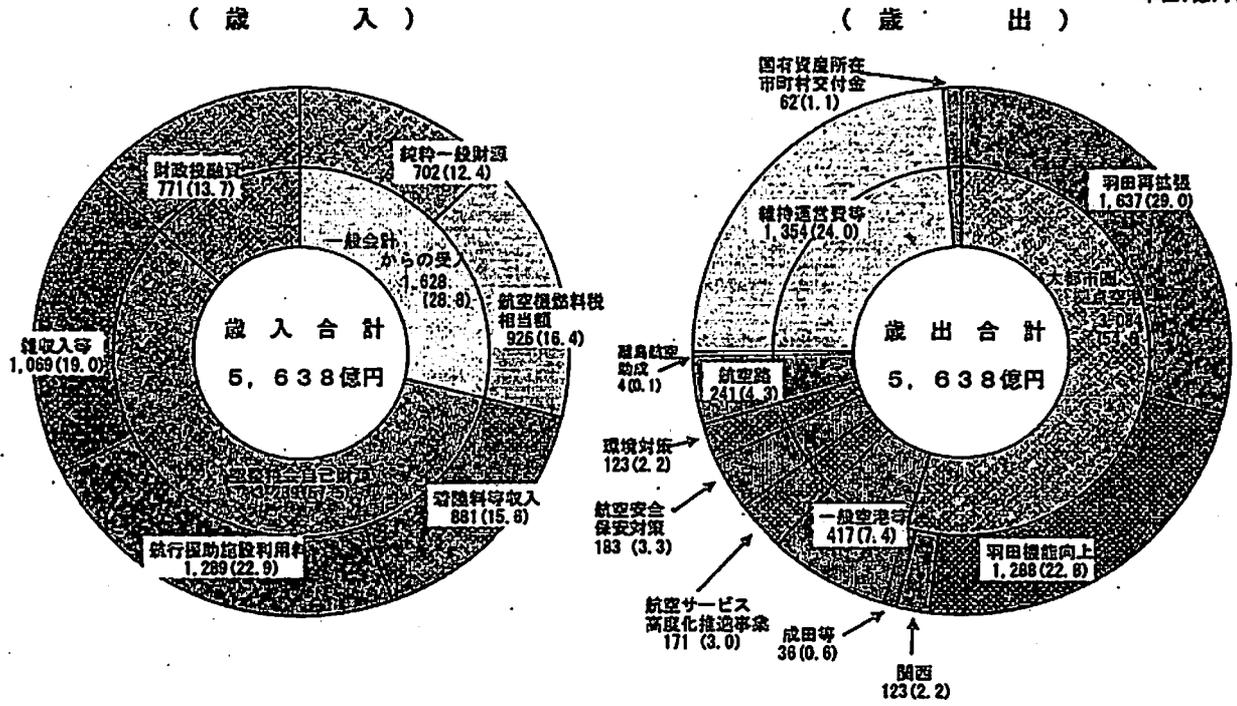
二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。

三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

4 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）附則第十一項の規定による措置については、第一項の統合の後においても、空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする。

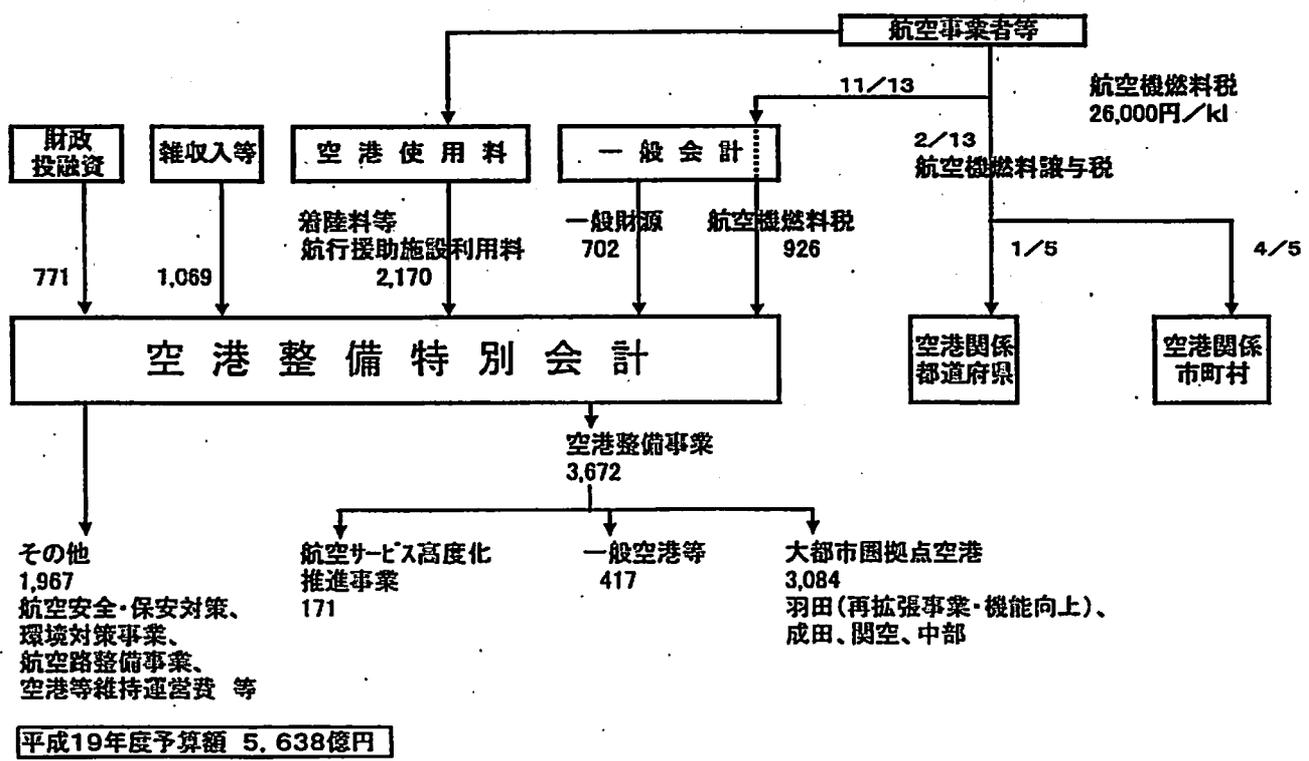
空港整備特別会計の歳入・歳出規模(平成19年度予算額)

単位:億円(%)



空港整備特別会計のしくみ

(単位:億円)



道内所在空港施設の設置管理に係る収支試算(平成17年度)(未定稿)

平成19年11月 新幹線・交通企画局作成

○仮定①

(単位:千円)

科目	2種A(国設置国管理)					2種B(国設置市管理)			3種(道設置道管理)								
	新千歳	稚内	釧路	函館	小計	旭川	帯広	小計	女満別	中標津	紋別	利尻	礼文	奥尻		小計	
歳出	空港整備事業費	2,706,676	902,225	1,127,781	1,353,338	6,090,020	210,813	184,844	395,757	9,221	41,700	0	0	0	503,821	554,742	2種Aについては、北海道空港整備事業費(6,090百万円 H17決算額)を滑走路長で按分(注1) 2種B及び3種については、H17決算額
	環境対策費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当なし
	土地建物借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当なし
	国有資産等所在市町村交付金	246,484	14,904	80,974	114,138	456,500	-	-	0	47,953	7,417	30,334	18,769	0	10,779	115,252	H17実績額
	維持運営費・工事諸費等	2,408,400	769,400	1,005,100	1,177,200	5,358,100	654,160	478,968	1,133,128	533,095	346,808	322,029	282,693	31,360	119,305	1,635,290	2種Aについては、人件費、庁費等、その他の経費(注2)。2種B及び3種については、H17実績額。
歳出計(A)	5,359,560	1,686,529	2,213,855	2,644,676	11,904,620	864,973	663,912	1,526,885	590,269	395,925	352,363	301,462	31,360	633,905	2,305,284		
歳入	船陸料等収入	8,634,000	89,000	376,000	855,000	9,954,000	440,162	296,454	736,616	421,481	71,084	24,105	2,144	7	72	518,873	H17実績額
	貸付料収入	600,000	79	3,017	23,000	626,095	0	0	0	4,410	1,045	832	17,375	1,881	13,573	39,216	各空港ビル会社から聴取(新千歳については、交通政策審議会資料から転記)
	地方公共団体工事負担金収入等	325,492	286	39,730	3,583	369,071	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	H17実績額
	国及び道補助金	-	-	-	-	0	110,782	83,010	193,792	5,532	25,020	0	0	0	403,056	433,608	H17実績額
歳入計(B)	9,559,492	89,365	418,747	881,563	10,949,167	550,944	379,464	930,408	431,423	97,129	25,037	19,519	1,888	416,701	991,697		
比較	(B)-(A)	4,199,932	-1,597,164	-1,795,108	-1,763,113	-955,453	-314,029	-284,448	-598,477	-158,846	-298,796	-327,326	-281,943	-29,472	-217,204	-1,313,587	

(注1)「空港整備事業費」:2種Aについては、空港整備特別会計における北海道空港整備事業費(6,090百万円 H17決算額)を滑走路長で按分。2種B及び3種については、H17実績額

(注2)「維持運営費・工事諸費等」については、交通政策審議会航空分科会の資料における空港関係の数値を次のとおり按分し合計した。
 「人件費」:空港関係(6,677百万円)を、管制を除いた職員数(各空港事務所、各地方整備局(開発局)、航空局本局及び地方航空局の合計)で按分
 「庁費等」:空港関係(34,251百万円)を滑走路長(空港事務所所在空港)で按分
 「その他の経費」:空港関係(1,133百万円)を滑走路長(空港事務所所在空港)で按分

(注3)空港整備事業費の推移については別紙(参考)のとおりに

(参考)

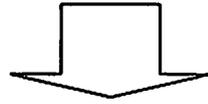
北海道空港整備事業費の推移

	北海道空港整備事業費支出済額(円)
昭和63年	9,777,154,223
平成元年	10,192,946,445
平成2年	9,464,880,996
平成3年	10,635,096,267
平成4年	11,606,829,464
平成5年	18,093,191,967
平成6年	24,885,885,947
平成7年	21,528,720,628
平成8年	20,125,706,818
平成9年	24,209,857,297
平成10年	19,120,755,548
平成11年	16,146,951,908
平成12年	11,835,803,732
平成13年	14,601,618,273
平成14年	9,675,846,295
平成15年	10,603,751,383
平成16年	9,194,939,083
平成17年	6,090,019,965
合計	257,789,956,239
平均	14,321,664,236

⑧ 自治のかたちを自ら決める—地方自治法の規律密度の緩和—

【解決したい問題】

分権改革を進めるにあたって、環境、福祉などの個別縦割り分野ごとの分権だけでなく、北海道内の自治のかたちそのものも北海道で考えて決めていく姿にしていくことが必要。



【発想のポイント】

- 自治のかたちについては、地方自治法において詳細に規定されているが、道州制を展望するなら、自治体の主体性に一層重きを置いた仕組みへと進化させていくべき。
- 分権改革を進めるなかで、法令の規律密度を緩和し条例に任せていくことが大きなテーマとなっており、自治法それ自体についても、規定を簡素化し、細目を自治体の条例に委ねていくべき。



【提案内容の検討状況】

- 自治法全部の見直しを行うことは、道州制そのものの制度設計に入ってしまうことから、特区としては、自治法の一部をテストケースとして規律密度を緩和する方法は有益ではないか。
- 例えば、テストケースとして、財務に関する規律密度を緩和し、北海道は、複式簿記・発生主義を全面的に導入することを軸に、財務に関する規定を条例化することなどが考えられる。

【期待される効果】

- 民間準拠の、機動的でわかりやすい財政運営が行われ、複式簿記と発生主義の会計を通じ、職員がコスト意識を持つことが期待できる。また、民間用の安い会計処理ソフトが利用できる。(財務をテストケースとした場合)
- 自治のしくみを自ら制度設計する経験が道と市町村に蓄積できる。

【課題】

- 自治の根幹に関わることであり、市町村への影響も大きいことから、財務をテストケースとするかどうかも含め、十分な道内議論が必要

地方自治法の規定をゆるめ、条例に委ねる

⑨ 町内会事業法人制度の創設

新規制度を創設し、
細目は条例に委ねる

【解決したい問題】

○ 人口減少と高齢化が進む地域のコミュニティを再生していくため、住民自らがコミュニティビジネスに取り組むことが期待される。

(例)

- ・ 公共交通機関がない地域における乗り合いタクシー事業
- ・ 一人暮らしの高齢者向けの食堂、弁当配達事業
- ・ 高齢者が地域の一次産品を活用して作る観光土産品製造・販売事業 など



【発想のポイント】

○ 地域のコミュニティ組織としては町内会(町会、自治会等を含む)が様々な機能を果たしており、コミュニティビジネスの運営母体としても町内会が力を発揮できるようにすることが有益。

○ 事業を効果的、安定的に展開するには、事業主体として各種の許認可を受け、不動産を取得し、雇用主となるための法人格を町内会が取得できるようにすることが有益。

【具体的な提案内容】

○ 地方自治法に新たな条項(260条の3)を設け、北海道では、町内会がコミュニティビジネスの事業主体となるために法人格を取得できることとし、基準の細目は北海道の条例で定めることとする。

(なお、地方自治法第260条の2により、町内会は、市町村長の認可を受けて法人格を取得できるが、この条項は、集会所などの不動産を保有することを想定したもの)

【期待される効果】

○ 住民が支え合う活動が活発になり、コミュニティが再生される。

町内会事業法人制度関係

1 関係法令

■ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10～18 （略）

2 町内会総数、認可地縁団体総数

① 地縁団体の名称別総数一覧（H14.11）

（単位：団体）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	2,730	10,257	596	407	159	607	838	15,594
全国	114,222	65,685	17,813	15,851	5,773	42,880	34,546	296,770

出典：総務省自治行政局行政課。「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」（H15.7）

② 年度別認可地縁団体総数一覧

（単位：団体）

区分	11年度	12年度	13年度	14年度
北海道	492	541	576	588
全国	16,348	18,500	20,727	22,050

出典：同上

3 町内会の性格

＜中田実著「地域分権時代の町内会・自治会」（櫛自治体研究社、2007.5）より＞

◇ 町内会が担う機能の複合性・包括性

- ・ 町内には、昼間留守にしている人もいれば、一日中を地域内で暮らしている人もおり、動物の好きな人もいれば嫌いな人もいる。これらの人々が、興味関心を同じくする人たちだけ集まって対応を考えると、かえって地域内でのグループ間の対立をまねきかねない。このように、住民層が多様化していることを根拠に、町内会を否定する議論もみられる。

↓

- ・ むしろ、町内会の機能の複合性がこの組織を可能にしているものであり、多様性を認め合い、協力しあえる組織であることが重要。

↓

- ・ 町内会が担う機能は、あらかじめ限定される性格のものではなく、その包括性にこそ特徴。一つひとつの活動は、多面的な意味を持つ（例えば、地区内の清掃は、町内美化という機能のほか、地域の危険場所やゴミが捨てられやすい場所の発見、体を動かす機会をつくる健康維持への貢献、日ごろ疎遠になりがちな近隣の人々との交流の場の提供など）。